証券コード　2117
平成28年６月７日

株主の皆様へ

東京都中央区日本橋小網町14番１号
日新製糖株式会社
代表取締役社長　樋　口　洋　一

第５回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　また、先の平成28年熊本地震により被災されました皆様に対しまして、こころからお見舞い申しあげます。
　さて、当社第５回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月27日（月曜日）午後５時30分までに到着するよう、折り返しご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月28日（火曜日）午前10時（受付開始予定 午前９時）
２．場　　所　東京都港区芝公園三丁目５番８号
　機械振興会館　地下２階ホール
３．目的事項
報告事項
１．第５期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第５期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役１名選任の件

以　上

**　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。**
　なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.nissin-sugar.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済につきましては、大企業を中心とする企業収益や雇用・所得環境および設備投資が改善し、堅調に推移しました。しかしながら、依然として力強さを欠く個人消費や新興国を中心とする海外経済の景気減速、金融市場における急速な円高・株安など、先行きは不透明な状況にあります。

海外原糖市況につきましては、ニューヨーク市場粗糖先物相場（当限）において１ポンド当たり12.00セントで始まり、タイ・インドでの砂糖生産量の上方修正等を背景とした世界的供給過剰感やブラジル通貨レアル安の進行等を材料に、８月後半には今期安値となる10.13セントをつけました。その後、９月後半から主要生産国の天候懸念やブラジルの旺盛なエタノール需要による砂糖生産減少観測等を受けて上昇に転じ、さらにエルニーニョ現象により干ばつに見舞われたタイ・インドが生産量を大幅に下方修正したこと等を材料に、３月後半には今期高値となる16.75セントまで上昇し、15.35セントで当期を終了しました。

一方、国内精糖市況（日本経済新聞掲載、東京）につきましては、上白糖１kg当たり185～186円で始まりましたが、海外原糖相場の下落を受けて10月に183～184円に２円下落したものの、その後の海外原糖相場の急反発を受け、２月に187～188円に４円上昇し、当期を終了しました。

このような状況の下、砂糖その他食品事業につきましては、８月後半の天候不順と暖冬による出荷の伸び悩みはあったものの、前期の消費税増税の影響が解消したことにより、出荷量は業務用、家庭用とも前年を上回りました。また、当社独自製品であるきび砂糖は、消費者の嗜好に合致する商品として年間を通じて好調を維持しました。果糖等その他の甘味料の販売につきましても、取扱高を増やしました。

その結果、売上高は46,394百万円（前年同期比0.2％増）、セグメント利益は2,648百万円（同8.4％増）となりました。

その他の事業につきましては、ドゥ・スポーツプラザを運営する健康産業事業は、会員数が伸長したほか、エステ等の付帯営業が好調に推移しました。加えて、女性専用のホットヨガ＆コラーゲンスタジオ「ＢＬＥＤＡ（ブレダ）」の出店を開始し、増収増益を確保しました。また、冷蔵倉庫事業におきましては、畜産品および氷の取扱いが前期に引き続き好調でしたが、港湾運送事業におきましては輸入合板等の取扱いが減少しました。その結果、合計の売上高は3,446百万円（前年同期比0.1％減）、セグメント利益は414百万円（同3.5％増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は49,840百万円（前年同期比0.2％増）、営業利益は3,063百万円（同7.7％増）となりました。営業外損益におきまして、天候不順による原料サトウキビの減産から新光糖業株式会社の業績が悪化したことなどを受け、持分法による投資利益が149百万円減少しましたが、結果として、経常利益は3,372百万円（同2.5％増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は2,163百万円（同32.2％増、前年同期には健康産業事業に関する会社分割に伴う特別退職金398百万円、スティックシュガー等二次製品の生産体制合理化・再構築に伴う八尾センター（大阪府八尾市）敷地の減損損失393百万円を計上）となりました。

② 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、1,131百万円となりました。その主なものは、大阪・今福工場の経常的設備更新であります。

なお、当連結会計年度の設備投資は、自己資金により実施いたしました。

③ 事業の譲渡、合併等企業再編行為等の状況

当社は、平成27年４月１日付で当社を存続会社、当社の子会社であった日新カップ株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

⑵ 財産および損益の状況

区　　分	第２期 平成25年３月期	第３期 平成26年３月期	第４期 平成27年３月期	第５期 (当連結会計年度) 平成28年３月期
売　上　高（百万円）	53,050	51,878	49,741	49,840
経 常 利 益（百万円）	2,937	3,166	3,290	3,372
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,692	1,931	1,636	2,163
１株当たり当期純利益(円)	76.61	87.48	74.12	97.96
総　資　産（百万円）	54,884	56,880	58,541	57,673
純　資　産（百万円）	44,637	46,487	48,584	49,373

（注）１．平成28年３月１日付で株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、第２期（平成25年３月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

２．「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年９月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

⑶ 重要な親会社および子会社等の状況（平成28年３月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
新豊食品株式会社	90百万円	100%	砂糖等の加工および包装
株式会社ドゥ・スポーツプラザ	90	100	スポーツクラブの経営
ニューポート産業株式会社	900	100	冷蔵倉庫・港湾運送業

（注）前期まで重要な子会社として表記しておりました日新カップ株式会社は、平成27年４月１日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。

③ 重要な関連会社の状況

会　社　名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
新東日本製糖株式会社	6,174百万円	50%	精製糖等の製造
新光糖業株式会社	300	50	国産分蜜糖の製造、販売

④ その他の重要な企業結合の状況

住友商事株式会社は、当社の議決権を37.7%所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

⑷ 対処すべき課題

当社グループの主力事業である精糖事業におきましては、足許では砂糖需要の減少が続いているものの、ＴＰＰ交渉の大筋合意がなされ、現行の糖価調整制度の維持、競合商品である加糖調製品の調整金制度への組み入れが政府より公表されています。

こうした状況の下、当社グループは、中期経営計画を策定し、以下の課題に取り組んでいます。

まず、ＴＰＰ交渉の大筋合意については、これを砂糖の消費回復に取り組むべき重要な機会と捉え、精糖事業の品質・経営効率におけるNo.１クオリティを目指し、平成27年４月に子会社日新カップ株式会社との合併による運営の効率化、今福工場（大阪府大阪市）におけるFSSC22000認証による食品安全の向上、スティックシュガー工場の更新、物流センターの拡充などの取り組みを進めています。

次に、拡大・成長を軌道に乗せるため、第一に、砂糖以外の商材の取扱いの増大に注力してまいります。全国に拡がる当社グループのお客様に対し、甘味料に対する知見、物流機能および品質管理体制に基づき、国内外の甘味料や食品素材を提供することにより「総合甘味サプライヤー」として貢献してまいります。第二に、事業領域の拡大として、砂糖の需要伸長が予測されるアジア等の新興国市場における事業基盤の構築、および糖類の機能性を活かした製品の開発に取り組んでまいります。また、これらの手段として、Ｍ＆Ａを積極的に活用してまいります。

また、健康産業事業においても、平成27年１月にドゥ・スポーツプラザの分社化と経営体質改善を実施し、以後、拡大路線を強化しています。従来型の総合スポーツクラブ市場が飽和し、小型専門業態が伸長する消費者ニーズの多様化に対応し、ホットヨガ＆コラーゲンスタジオ「ＢＬＥＤＡ（ブレダ）」により新店舗の展開を推進します。

⑸ 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社グループは、当社、子会社６社および関連会社６社により構成されており、砂糖の製造・販売を中心とする砂糖その他食品事業を主な事業とし、その他に、健康産業事業、冷蔵倉庫・港湾運送事業等を行っております。

⑹ **主要な事業所および工場**（平成28年３月31日現在）

① 当社

本　社：東京都中央区

営業所：仙台営業所(仙台市青葉区)、名古屋営業所(名古屋市中村区)、
西部営業部(大阪市城東区)、広島営業所(広島市東区)、
福岡営業所(福岡市博多区)、千葉物流センター(千葉市美浜区)、
八尾センター(大阪府八尾市)

工　場：千葉工場(千葉市美浜区)、今福工場(大阪市城東区)

② 子会社

新豊食品株式会社：千葉市美浜区

株式会社ドゥ・スポーツプラザ：東京都中央区

ニューポート産業株式会社：千葉市美浜区

③ 関連会社

新東日本製糖株式会社：千葉市美浜区

新光糖業株式会社：鹿児島県熊毛郡

⑺ **使用人の状況**（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
砂糖その他食品事業	258 (75) 名	3名減 (4名減)
その他の事業	78 (48) 名	3名減 (0名)
合計	336 (123) 名	6名減 (4名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
233 (2) 名	82名増 (1名増)	45.0歳	21.6年

(注) 1．使用人数が前事業年度末と比べて82名増加しておりますが、その主な理由は、平成27年４月１日に当社を存続会社、当社の子会社でありました日新カップ株式会社を消滅会社とする吸収合併を行ったことによるものであります。

2．使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	450百万円
株式会社みずほ銀行	350
三井住友信託銀行株式会社	120
みずほ信託銀行株式会社	80

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、平成27年11月13日付で、当社株式は東京証券取引所市場第二部から同市場第一部銘柄に指定されました。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（平成28年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　　90,000,000株

（注）平成28年３月１日で、株式分割（１株を３株に分割）に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は60,000,000株増加しております。

② 発行済株式の総数　　22,673,883株（自己株式592,897株を含む）

（注）平成28年３月１日付の株式分割（１株を３株に分割）により、発行済株式の総数は15,115,922株増加しております。

③ 株主数　　5,561名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
住友商事株式会社	8,296,281株	37.6%
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	1,510,900	6.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,023,800	4.6
株式会社三井住友銀行	739,620	3.3
三井住友信託銀行株式会社	600,000	2.7
ブルドックソース株式会社	399,600	1.8
むさし証券株式会社	306,300	1.4
平野孝憲	293,547	1.3
CBNY DFA INTL SMALL CAPVALUE PORTFOLIO	283,300	1.3
株式会社ヤクルト本社	194,400	0.9

（注）１．当社は、自己株式を592,897株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

３．平成28年２月25日付で、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社より当社株式に係る大量保有報告書（変更報告書）が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書（変更報告書）において、平成28年2月18日現在で同社が815,800株（10.79%）を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認が出来ていないため、上記大株主には含めておりません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

平成28年３月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が15,115,922株増加し、22,673,883株となっております。

また、会社法第184条第２項の規定に基づき平成28年３月１日をもって当社定款第６条を変更し、発行可能株式総数は60,000,000株増加し、90,000,000株となっております。

⑵ 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 執行役員社長	樋口 洋一	
代表取締役 執行役員副社長	住井 昌三	品質保証部・お客様相談室担当
取締役 常務執行役員	森永 剛司	事業開発部担当 新光糖業株式会社代表取締役社長
取締役 常務執行役員	砂岡 睦夫	原糖部・今福工場担当
取締役 常務執行役員	川口 多津雄	株式会社ドゥ・スポーツプラザ代表取締役社長
取締役 常務執行役員	西垣 淳	営業本部長
取締役 執行役員	大久保 亮	総合企画部長、財務部・人事部・総務部担当
取締役相談役	竹場 紀生	
取締役	飯塚 佳都子	シティユーワ法律事務所パートナー弁護士
常勤監査役	青砥 由直	
監査役	前田 浩之	
監査役	延増 拓郎	石嵜・山中総合法律事務所パートナー弁護士
監査役	和田 正夫	和田公認会計士事務所代表

（注）１．取締役 飯塚佳都子氏は、社外取締役であります。
２．監査役 延増拓郎氏および監査役 和田正夫氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役 青砥由直氏は、７年間当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査役 和田正夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
６．当社は、平成27年４月１日より執行役員制度を導入しております。
取締役兼任者を除く平成28年３月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。
執行役員　井上　修　（営業本部副本部長）
執行役員　砂坂　静則（今福工場長兼製造部長）
執行役員　髙野　義二（営業本部西部営業部長）
執行役員　小河　敏之（内部監査室長）
７．平成28年４月１日現在の執行役員は以下の11名で構成されております。
なお、※の執行役員は取締役を兼任しております。
※執行役員社長　樋口　洋一
※執行役員副社長　住井　昌三　（品質保証部・お客様相談室担当）
※常務執行役員　森永　剛司　（事業開発部担当、新光糖業株式会社代表取締役社長）
※常務執行役員　砂岡　睦夫　（原糖部・今福工場担当）
※常務執行役員　川口　多津雄（株式会社ドゥ・スポーツプラザ代表取締役社長）

※常務執行役員　西垣　淳
※執行役員　大久保　亮（総合企画部・人事部・総務部担当）
執行役員　砂坂　静則（今福工場長兼製造部長）
執行役員　髙野　義二（営業本部長）
執行役員　柴田　弥　（人事部長）
執行役員　森田　裕　（総合企画部長、財務部担当）

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役および社外監査役全員との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数
		基本報酬	役員退職慰労引当金繰入額	
取締役（うち社外取締役）	244（5）	213（5）	30	14名（1名）
監査役（うち社外監査役）	33（10）	32（10）	0.7（0.1）	6名（3名）
合計（うち社外役員）	277（15）	246（15）	30（0.1）	20名（4名）

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成24年６月27日開催の第１回定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

２．監査役の報酬限度額は、平成24年６月27日開催の第１回定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。

３．当事業年度末日現在の取締役は９名（うち社外取締役は１名）、監査役は４名（うち社外監査役は２名）であります。

上記の取締役および監査役の員数と相違しておりますのは、平成27年６月25日開催の第４回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役が５名、監査役が２名（うち社外監査役が１名）含まれているためであります。

４．監査役青砥由直氏は、第４回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した後、監査役に就任したため、支給額と員数につきましては、取締役在任期間は取締役に、監査役在任期間は監査役に含めて記載しております。

５．上記のほか、平成27年６月25日開催の第４回定時株主総会決議に基づき、支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

・取締役６名に対し　209.7百万円
・監査役２名に対し　29.5百万円（うち社外監査役１名3.5百万円）
（各金額には、上記および過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。）

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役 飯塚佳都子氏は、シティユーワ法律事務所パートナー弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役 延増拓郎氏は、石嵜・山中総合法律事務所パートナー弁護士であります。当社は、石嵜・山中総合法律事務所に所属する弁護士と顧問契約を締結しております。

・監査役 和田正夫氏は、和田公認会計士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	活　動　状　況
取締役　飯塚佳都子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独自の立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　延増拓郎	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席し、監査役会19回のうち19回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社業務執行の適法性について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　和田正夫	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会18回のうち18回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社業務執行の適法性について適宜、必要な発言を行っております。

（注）取締役飯塚佳都子氏および監査役和田正夫氏は、平成27年６月25日開催の第４回定時株主総会において選任されたため、取締役会および監査役会の開催回数が他の社外役員とは異なります。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

区　　分	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	55百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	59

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は合計額で記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を検討した上で、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。

3．当社の子会社であるニューポート産業株式会社は、新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥　会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

イ．処分対象

新日本有限責任監査法人

ロ．処分内容

・３カ月の業務の一部停止（契約の新規の締結に関する業務の停止）（平成28年１月１日から同年３月31日まで）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

ハ．処分の理由

・他社の財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

・同監査法人の運営が著しく不当と認められたため。

⑸ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容および当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

Ａ．決定内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号、第5項および会社法施行規則第100条第1項、第3項に基づき、コンプライアンスの確保、財務報告の信頼性の確保、業務の効率化等、業務の適正を確保するため、以下の基本方針に則り、内部統制システムを構築する。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、「行動規範・行動指針」および「コンプライアンス規程」を定め、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立を図る。また、内部監査により、コンプライアンスの状況の監査を行う。

法令違反その他コンプライアンスに反する行為に対する内部通報体制を確立するため、「内部通報取扱規程」を定め、同規程に基づきその運営を行う。

取締役による職務執行の監督機能を向上させるため、執行役員制度を採用し執行機能と監督機能の分離を図るとともに、独立性の高い社外取締役を選任する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る文書その他の情報については、「文書取扱規程」を定め、同規程に基づき適切かつ確実に保存・管理するとともに取締役および監査役等が必要に応じて閲覧できる体制を確立する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎となる「リスク管理規程」を定め、全社横断的なリスク管理のためのリスク管理委員会を設置し、個々のリスクについての管理担当部を定め、同規程に則ったリスク管理体制を確立する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする危機緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに、再発防止策を講じる体制を確立する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、法律で定められた事項および経営に関する重要事項について審議する取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針および代表取締役の指示の下、業務を執行する。社長の意思決定を支援する機関として経営会議を設置し、経営に係る重要事項の事前協議、業務執行に係る重要事項の協議・報告を行う。経営会議は、原則として週１回開催する。

取締役会の決定に基づく職務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定め、同職務執行が円滑かつ効率的に行われるようにする。

職務の合理化およびＩＴの活用を通じて職務の効率化を推進する。

⑤ 次に掲げる体制その他の当社およびその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」を定め、各社の業績に関する事項を定期的に報告させるとともに経営および業務執行に係る重要事項について適宜報告させる体制を確立する。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「関係会社管理規程」を定め、各社のリスクに関する情報の報告をさせるとともに、当社リスク管理委員会等において子会社のリスクに関する事項も含め網羅的・統括的に管理する体制を確立する。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループの経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社の管理の基本方針および運用方針を定める。

同方針に沿って、子会社の事業内容、規模等に応じた適正なガバナンス体制および内部統制体制を整備させるとともに、当社内部監査室に

よる監査等を通じて、取締役等の職務執行が効率的に行われているかチェックし、必要に応じて改善等を指示する体制を確立する。

ニ．子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「行動規範・行動指針」に基づき、子会社の取締役等および使用人が社会的な要請に応え、適法かつ公正な職務執行を行う体制を構築させる。

子会社に事業内容、規模等に応じたコンプライアンス体制を構築させるとともに、当社の内部通報体制あるいは内部監査体制等のコンプライアンス体制に、子会社を組み込むことにより統括的に管理する体制を確立する。

ホ．その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の適正性を確保するため、当社役員または使用人を子会社役員として派遣または兼任させるとともに、当社内部監査室による定期的な監査を実施する。

⑥ 内部統制システムの有効性と妥当性を確保するための体制

各業務から独立した社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」を定め、同規程に基づき、内部監査を実施することにより当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する体制を確立する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役による監査が円滑に行われるよう監査役室を設け、専従スタッフを１名以上置くこととし、監査役室の専従スタッフへの業務指示および評価は監査役が行い、専従スタッフの人事については監査役会の同意を得たうえで行う。

⑧ 当社の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

定期的に業務執行状況を報告するとともに、法定の取締役報告義務（会社法第357条「会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実」）に加え、当社および子会社の経営および業務執行に重要な影響を及ぼす事項、内部監査実施状況、内部通報状況等について速やかに報告する体制を確立する。

「内部通報取扱規程」に、当社グループの取締役等および使用人が当社相談窓口に通報を行うことができる旨ならびに当社相談窓口が通報を受けた場合には監査役に報告する旨を定める。

⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報取扱規程」に、当社監査役に通報した者に対して、当該通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨定める。

⑩ 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、経営の適法性や効率性について監査するとともに、必要に応じて取締役等または使用人に対して説明を求め、関係資料を閲覧することができる体制を確立する。あわせて、代表取締役や会計監査人等との定期的な会合を通して緊密な連携を図る体制を確立する。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するための体制の基礎となる、「財務報告に係る内部統制の整備及び評価」基準を定め、同基準に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、内部統制の有効性と妥当性を評価するために内部監査を定期的に実施する。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

社会的な秩序を維持、尊重し、必要な場合には法的な措置を前提として、暴力団やブラックジャーナリズム等の反社会的な勢力に対しては、屈することなく毅然とした態度で対決する旨を「行動規範・行動指針」に定め、対応責任部署を明確にし、対応マニュアルの作成、情報の一元管理を行い、不当要求行為等があった場合、即時に組織としての対応を行えるようにするとともに、平素から警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築および連携を深め、情報収集に努める。また、株主、役員等、使用人、取引先等が反社会的勢力と関係があるかどうかについて、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力と関係があるとは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力と関係があると判明した時点あるいは反社会的勢力と関係があるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する。
取締役等および使用人に対し、適宜情報提供を行い、研修等を実施し周知徹底する。

B．運用状況の概要
当社は、上記基本方針に基づき以下の取組みを実施しています。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．コンプライアンス委員会を適宜開催することにより、グループ全体のコンプライアンスの徹底を図っているほか、年に１回、子会社を含む各部門のコンプライアンスへの取組状況の調査を実施し、その調査結果に基づき、当社内部監査室による、コンプライアンスの状況の監査を行っています。

ロ．「コンプライアンス規程」において法令違反その他コンプライアンスに反する違反発見者の届出義務を規定するとともに、「内部通報取扱規程」において受付窓口、告発情報の管理および伝達ルートの整備、調査と報告、告発者の保護等について規定しています。内部通報窓口として、コンプライアンス委員会および監査役室に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、子会社を含む従業員等からのコンプライアンス違反の相談等を受け付けています。

ハ．取締役による職務執行の監督機能を向上させるため、執行役員制度を採用しています。

ニ．当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役の独立性基準を定め、同基準に則り、当社からの独立性を有し一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外取締役を1名選任しています。なお、平成28年6月28日開催予定の株主総会において、さらに1名の選任を予定しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る文書その他の情報については、「文書取扱規程」を定め、同規程に基づき適切かつ確実に保存・管理し、取締役および監査役等が必要に応じて閲覧できる体制を整備しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業経営を取り巻く様々なリスクに対応するため、「リスク管理規程」を定め、全社的横断的なリスク管理のためのリスク管理委員会を設置し、個々のリスクについての管理担当部を定め、同規程に則ったリスク管理体制を整備しています。また、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする危機緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに再発防止策を講じることとしています。リスク管理委員会を適宜開催し、種々のリスク発生を未然に防止する策等を検討しています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．会社法等で定められた事項および経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役等の職務の執行を監督するため、平成28年3月31日現在9名で構成する取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。

ロ．平成28年3月31日現在11名の執行役員が取締役会で決定された会社の方針および代表取締役の指示の下、業務を執行しています。
経営会議を原則として週１回開催し、経営に係る重要事項の事前協議、業務執行に係る重要事項の協議・報告を行っています。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」を定め、当社の「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、子会社各社の事業内容、規模等に応じた内部統制体制を整備させるとともに、当社内部監査室による監査等を通じて各社内部統制システムが適正かチェックし、必要に応じて改善等を指示しているほ

か、当社役員および従業員を子会社役員として派遣または兼任させることにより、業務の適正を確保しています。加えて、各社の業績に関する事項を定期的に報告させるとともに経営および業務執行に係る重要事項について適宜報告させています。

⑥ 内部統制システムの有効性と妥当性を確保するための体制

各業務から独立した社長直轄の内部監査室を設置し、監査計画に基づき、子会社を含めた業務の適正性および経営の妥当性、効率性を監査する内部監査を実施し、監査結果を社長および監査役会に適宜報告しています。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役監査を支える監査役室専従スタッフとして、これら専門分野で実務経験のあるスタッフ１名を配置しています。なお、監査役室の専従スタッフへの業務指示および評価は監査役が行い、専従スタッフの人事については監査役会の同意を得たうえで行っています。

⑧ 当社の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

内部通報窓口として、監査役室に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、子会社を含む従業員等からのコンプライアンス違反の相談等を受け付けています。

⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報取扱規程」に、当社監査役に通報した者に対して、当該通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨定めています。

⑩ 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当期において、監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求はありませんでしたが、請求された場合には、原則として速やかに当該費用または債務を処理することとしています。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、取締役会に原則４名全員が出席しています。また、必要に応じて経営会議、その他重要な会議に常勤監査役が出席しているほか、代表取締役と定期的な会合を実施しています。

ロ．内部監査室は、内部監査の実施内容とその結果について、適宜、監査役(会)に報告を行うことにより、監査役との連携を図っています。監査役と会計監査人は、監査計画(年次)および会計監査結果報告(四半期・期末決算毎)などの会議を定例的に開催するほか、必要に応じて情報交換を行っています。また、内部統制部門である総合企画部および財務部は、監査役と必要に応じて情報交換を行っています。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の整備及び評価」基準を定め、同基準に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、内部監査の一環として「財務報告に係る内部統制」の整備状況および運用状況の有効性について、評価を定期的に実施しています。
なお、評価作業を外部のコンサルティング会社に委託、評価実施者の評価対象業務からの独立性と監査実施者としての能力を確保しています。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

反社会的勢力排除に向けた取組みの基本方針を定め、対応責任部署を中心に対応しています。具体的には、定期的な取引先等に対する反社会的勢力との関連の有無の確認の実施、契約書等への反社会的勢力排除条項の導入等を実施しています。

⑹ 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	百万円	（負債の部）	百万円
流動資産	**26,653**	**流動負債**	**5,715**
現金及び預金	5,980	支払手形及び買掛金	2,125
受取手形及び売掛金	3,785	短期借入金	1,100
有価証券	10,539	未払法人税等	599
商品及び製品	3,768	賞与引当金	308
仕掛品	409	その他	1,581
原材料及び貯蔵品	1,700	**固定負債**	**2,584**
その他	470	繰延税金負債	662
貸倒引当金	△0	役員退職慰労引当金	235
固定資産	**31,020**	退職給付に係る負債	145
有形固定資産	**13,182**	再評価に係る繰延税金負債	1,077
建物及び構築物	2,524	その他	463
機械装置及び運搬具	1,810	**負債合計**	**8,299**
土地	8,133	（純資産の部）	
その他	713	**株主資本**	**46,683**
無形固定資産	**170**	資本金	7,000
その他	170	資本剰余金	12,020
投資その他の資産	**17,666**	利益剰余金	27,958
投資有価証券	15,986	自己株式	△296
繰延税金資産	664	**その他の包括利益累計額**	**2,690**
退職給付に係る資産	158	その他有価証券評価差額金	532
その他	937	繰延ヘッジ損益	△2
貸倒引当金	△80	土地再評価差額金	2,191
		退職給付に係る調整累計額	△31
		純資産合計	**49,373**
資産合計	**57,673**	**負債純資産合計**	**57,673**

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		**49,840**
売上原価		**40,030**
売上総利益		**9,809**
販売費及び一般管理費		**6,746**
営業利益		**3,063**
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	101	
持分法による投資利益	193	
その他	34	**343**
営業外費用		
支払利息	12	
支払手数料	14	
その他	7	**34**
経常利益		**3,372**
特別損失		
固定資産除却損	176	**176**
税金等調整前当期純利益		**3,196**
法人税、住民税及び事業税	949	
法人税等調整額	83	**1,032**
当期純利益		**2,163**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,163**

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,000	12,020	26,237	△294	44,963
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△441		△441
親会社株主に帰属する当期純利益			2,163		2,163
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,721	△1	1,720
当期末残高	7,000	12,020	27,958	△296	46,683

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,003	9	2,131	477	3,621	48,584
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△441
親会社株主に帰属する当期純利益						2,163
自己株式の取得						△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△470	△11	59	△508	△931	△931
連結会計年度中の変動額合計	△470	△11	59	△508	△931	788
当期末残高	532	△2	2,191	△31	2,690	49,373

連　結　注　記　表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

１．連結の範囲に関する事項

⑴　連結子会社の数……３社
　　連結子会社の名称……新豊食品㈱、㈱ドゥ・スポーツプラザ、ニューポート産業㈱

⑵　非連結子会社の名称……㈱小板橋、朝日物産㈱、日新サービス㈱
　（連結の範囲から除いた理由）
　　非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

２．持分法の適用に関する事項

⑴　持分法を適用した関連会社の数……４社
　　関連会社の名称……新東日本製糖㈱、新中糖産業㈱、新光糖業㈱、日本ポート産業㈱

⑵　持分法を適用しない非連結子会社および関連会社のうち主要な会社等の名称
　　……㈱小板橋、朝日物産㈱、日新サービス㈱
　（持分法を適用しない理由）
　　持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

⑶　持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項
　　持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しています。

３．連結の範囲の変更に関する注記

　当社は、平成27年４月１日に、当社を存続会社、当社の連結子会社であった日新カップ株式会社を消滅会社とする吸収合併を行ったことにより、当連結会計年度より日新カップ株式会社を連結の範囲から除いています。

４．連結子会社の事業年度等に関する事項

　すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

５．会計方針に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準および評価方法
　イ．有価証券
　　ａ．満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）
　　ｂ．その他有価証券
　　（時価のあるもの）……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）
　　（時価のないもの）……主として移動平均法による原価法
　ロ．デリバティブ取引……時価法
　ハ．たな卸資産……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⑵ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

……当社および連結子会社３社のうち１社は定率法によっています。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっています。その他の連結子会社２社は、定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	２～60年
機械装置及び運搬具	２～17年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法によっています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっています。

ハ．リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

⑶ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

ロ．賞与引当金……従業員等に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

ハ．役員退職慰労引当金

……当社および連結子会社２社では、役員の退職慰労金の支給に備えるため、規定に基づく期末要支給額を計上しています。

⑷ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。なお、退職給付債務を年金資産の額が上回る場合は、当該超過額を投資その他の資産に退職給付に係る資産として計上しています。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

⑸ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

⑹ 重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

……主として繰延ヘッジ処理によっています。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っています。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
商品先物取引	粗糖仕入
為替予約取引	外貨建金銭債権債務

ハ．ヘッジ方針……主として当社の業務分掌規程に基づき、粗糖相場の変動および為替相場の変動によるリスクをヘッジしています。なお、粗糖相場の変動リスクに対するヘッジ取引については、同社取締役会規程の内規において、取引権限の限度等を定めています。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法

……ヘッジ手段およびヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時およびその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるためヘッジの有効性の評価は省略しています。

⑺ のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、その投資効果の発現する期間を個別に見積もり、20年以内の合理的な年数で定額法により償却しています。

⑻ 消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

（会計方針の変更に関する注記）

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しています。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しています。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っています。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）、連結会計基準第44－５項（４）および事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しています。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

（連結貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額

19,119百万円

２．保証債務

221百万円

（うち183百万円は、新東日本製糖㈱の金融機関借入金に対する債務保証総額367百万円のうち、当社保証額です。）

3．土地再評価

土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める方法により算出

再評価を行った年月日　　平成11年３月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,566百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

１．発行済株式の種類および総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式	千株	千株	千株	千株
普通株式	7,557	15,115	－	22,673

（注１）当社は、平成28年３月１日付で株式１株につき３株の割合で株式分割を行っています。

（注２）発行済株式の数の増加は、株式分割による増加15,115千株です。

２．配当に関する事項

⑴　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年６月25日定時株主総会	普通株式	441百万円	60円	平成27年３月31日	平成27年６月26日

（注）当社は、平成28年３月１日付で株式１株につき３株の割合で株式分割を行っています。なお１株当たり配当額は当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しています。

⑵　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、提案しています。

議案	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年６月28日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,302百万円	59円	平成28年３月31日	平成28年６月29日

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については銀行借入およびコミットメントラインの利用によっています。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先毎の期日管理や残高管理などによりリスクの低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については売買の実績および時価について定期的に取締役会に報告されています。

借入金の使途は主として運転資金です。なお、デリバティブは粗糖相場および外国為替相場の変動によるリスクを軽減することを目的として利用しています。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額 (*)	時　価 (*)	差　　額
	百万円	百万円	百万円
⑴現金及び預金	5,980	5,980	－
⑵受取手形及び売掛金	3,785	3,785	－
⑶有価証券及び投資有価証券	12,416	12,422	6
⑷支払手形及び買掛金	(2,125)	(2,125)	－
⑸短期借入金	(1,100)	(1,100)	－
⑹未払法人税等	(599)	(599)	－
⑺デリバティブ取引	(3)	(3)	－

(*)負債に計上されているものについては、( )で示しています。

（注１）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

⑴現金及び預金、ならびに⑵受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑶有価証券及び投資有価証券

これらについては、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所等から公表されている価格、または類似の金融資産の市場価格に利子率等の変動要因を調整する方法により算定された価格によっています。

⑷支払手形及び買掛金、ならびに⑸短期借入金、⑹未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑺デリバティブ取引

為替予約については、先物為替相場によっています。なお、流動負債「その他」に含めて表示しています。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額14,110百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑶有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

（賃貸等不動産に関する注記）

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しています。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　2,236円03銭

２．１株当たり当期純利益　97円96銭

（注）当社は、平成28年３月１日付で株式１株につき３株の割合で株式分割を行いました。
１株当たり情報の各金額は、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しています。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

１．共通支配下の取引等

（１）取引の概要

① 結合当事企業の名称およびその事業の内容

結合企業

企業の名称　日新製糖株式会社

事業の内容　砂糖その他食品の製造・販売

被結合企業

企業の名称　日新カップ株式会社

事業の内容　当社製品を中心とする甘味料およびその他関連食品の販売

② 企業結合日

平成27年４月１日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社、日新カップ株式会社を消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

日新製糖株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社は、平成23年10月３日の（旧）日新製糖株式会社と新光製糖株式会社の統合以来、事業の拡大・成長に向けて事業基盤の強化に取り組んでおり、その取り組みの一環として、当社の100％子会社で当社製品を中心とする甘味料およびその他関連食品を販売しています日新カップ株式会社と合併することとしました。本合併により、当社は、生販一体となった効率的な経営を行い、経営資源を集約し有効活用することで、事業基盤をさらに強化し、事業の拡大・成長を目指してまいります。

（２）実施した会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年９月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

２．法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の計算において使用した32.3％から平成28年４月１日に開始する連結会計年度および平成29年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9％に、平成30年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は20百万円増加し、法人税等調整額が8百万円減少し、その他有価証券評価差額金が12百万円、繰延ヘッジ損益が△0百万円、退職給付に係る調整累計額が△0百万円、それぞれ増加しています。

また、再評価に係る繰延税金負債は59百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しています。

３．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

（平成28年3月31日現在）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	百万円	**（負債の部）**	百万円
流動資産	**26,446**	**流動負債**	**5,883**
現金及び預金	5,868	買掛金	2,190
売掛金	3,544	短期借入金	1,618
有価証券	10,539	リース債務	25
商品及び製品	3,766	未払金	119
仕掛品	409	未払費用	783
原材料及び貯蔵品	1,696	未払法人税等	587
前払費用	54	賞与引当金	257
繰延税金資産	222	その他	300
関係会社短期貸付金	280	**固定負債**	**2,188**
その他	64	リース債務	107
固定資産	**30,736**	繰延税金負債	595
有形固定資産	**11,115**	役員退職慰労引当金	182
建物	1,396	再評価に係る繰延税金負債	1,077
構築物	114	その他	225
機械及び装置	1,231	**負債合計**	**8,072**
車両運搬具	10	**（純資産の部）**	
工具器具備品	55	**株主資本**	**46,407**
土地	7,764	**資本金**	**7,000**
リース資産	171	**資本剰余金**	**24,318**
建設仮勘定	371	資本準備金	1,750
無形固定資産	**137**	その他資本剰余金	22,568
ソフトウェア	110	**利益剰余金**	**15,385**
その他	26	その他利益剰余金	15,385
投資その他の資産	**19,483**	繰越利益剰余金	15,385
投資有価証券	3,863	**自己株式**	**△296**
関係会社株式	14,332	**評価・換算差額等**	**2,703**
関係会社長期貸付金	770	その他有価証券評価差額金	513
前払年金費用	203	繰延ヘッジ損益	△2
その他	395	土地再評価差額金	2,191
貸倒引当金	△80	**純資産合計**	**49,110**
資産合計	**57,183**	**負債純資産合計**	**57,183**

損 益 計 算 書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		**46,439**
売上原価		**37,313**
売上総利益		**9,126**
販売費及び一般管理費		**6,432**
営業利益		**2,694**
営業外収益		
受取配当金	204	
その他	54	**259**
営業外費用		
支払利息	12	
支払手数料	14	
その他	7	**34**
経常利益		**2,919**
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	1,602	**1,602**
特別損失		
固定資産除却損	60	**60**
税引前当期純利益		**4,461**
法人税、住民税及び事業税	895	
法人税等調整額	49	**944**
当期純利益		**3,516**

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	自己株式	
					繰越利益剰余金		
当期首残高	7,000	1,750	22,568	24,318	12,310	△294	43,334
当期変動額							
剰余金の配当					△441		△441
当期純利益					3,516		3,516
自己株式の取得						△1	△1
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	3,074	△1	3,073
当期末残高	7,000	1,750	22,568	24,318	15,385	△296	46,407

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	637	9	2,131	2,777	46,112
当期変動額					
剰余金の配当					△441
当期純利益					3,516
自己株式の取得					△1
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）	△123	△11	59	△74	△74
当期変動額合計	△123	△11	59	△74	2,998
当期末残高	513	△2	2,191	2,703	49,110

個　別　注　記　表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準および評価方法

⑴有価証券

イ．満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

ロ．子会社株式および関連会社株式……移動平均法による原価法

ハ．その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売価原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

⑵デリバティブ取引……時価法

⑶たな卸資産……総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

⑴有形固定資産（リース資産を除く）

……定率法によっています。ただし平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建　　物	２～50年
機械及び装置	２～13年

⑵無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法によっています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっています。

⑶リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

３．引当金の計上基準

⑴貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

⑵賞与引当金……従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

⑶退職給付引当金または前払年金費用

……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、退職給付引当金または前払年金費用として計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

⑷役員退職慰労引当金

……役員の退職慰労金の支給に備えるため、規定に基づく期末要支給額を計上しています。

4．外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

5．ヘッジ会計の方法

⑴ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理によっています。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っています。

⑵ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
商品先物取引	粗糖仕入
為替予約取引	外貨建金銭債権債務

⑶ヘッジ方針……社内の業務分掌規程に基づき、粗糖相場の変動および為替相場の変動によるリスクをヘッジしています。なお、粗糖相場の変動リスクに対するヘッジ取引については、取締役会規程の内規において、取引権限の限度等を定めています。

⑷ヘッジ有効性評価の方法……ヘッジ手段およびヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時およびその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるためヘッジの有効性の評価は省略しています。

6．消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

（会計方針の変更に関する注記）

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しています。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しています。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）および事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しています。

これによる計算書類に与える影響はありません。

（表示方法の変更に関する注記）

貸借対照表

前事業年度において、「投資その他の資産」の「関係会社長期貸付金」に含めていた１年内回収予定の関係会社長期貸付金は、金額的重要性が増したため、当事業年度より「流動資産」の「関係会社短期貸付金」として独立掲記しています。

（貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額

13,181百万円

２．保証債務

221百万円

（うち、183百万円は、新東日本製糖㈱の金融機関借入金に対する債務保証総額367百万円のうち、当社保証額です。）

3．関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	444百万円
短期金銭債務	1,174百万円
長期金銭債権	20百万円

4．土地再評価

土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める方法により算出

評価を行った年月日　平成11年３月31日

再評価を行った土地の当該事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　△2,566百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	12,122百万円
仕入高	10,570百万円
営業取引以外の取引高	120百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式　592,897株

（注）当社は、平成28年３月１日付で株式１株につき３株の割合で株式分割を行っています。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却の償却超過額および賞与引当金繰入額の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、過年度の合併により受け入れた土地および投資有価証券の評価差額等です。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社および関連会社等　（百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ニューポート産業㈱	所有直接100%	兼任２名	不動産の賃貸 資金融資	資金の貸付（注１）	72	関係会社短期貸付金	160
							関係会社長期貸付金	470
関連会社	新東日本製糖㈱	所有直接50%	兼任５名	当社製品の製造	精製糖等の製造委託（注２）	4,312	買掛金	395
その他の関係会社	住友商事㈱	被所有直接37.6%	－	当社原材料の仕入及び製品等の販売	原材料の購入（注３）	4,073	買掛金	22
					商品・製品の販売（注４）	11,200	売掛金	312

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

取引条件および取引条件の決定方針等

（注１）ニューポート産業㈱への貸付については、市場金利を勘案して決定しています。

（注２）精製糖等の製造委託料については、当社製品の市場価格から算定した価格、および新東日本製糖㈱から提示された総原価を検討の上、決定しています。

（注３）原材料の仕入については、市場価格を勘案して決定しています。
（注４）商品・製品の販売価格その他の取引条件については、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっています。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額	2,224円10銭
２．１株当たり当期純利益	159円24銭

（注）当社は、平成28年３月１日付で株式１株につき３株の割合で株式分割を行いました。
１株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しています。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

１．共通支配下の取引等

（１）取引の概要

① 結合当事企業の名称およびその事業の内容

結合企業

企業の名称　日新製糖株式会社

事業の内容　砂糖その他食品の製造・販売

被結合企業

企業の名称　日新カップ株式会社

事業の内容　当社製品を中心とする甘味料およびその他関連食品の販売

② 企業結合日

平成27年４月１日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社、日新カップ株式会社を消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

日新製糖株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社は、平成23年10月３日の（旧）日新製糖株式会社と新光製糖株式会社の統合以来、事業の拡大・成長に向けて事業基盤の強化に取り組んでおり、その取り組みの一環として、当社の100％子会社で当社製品を中心とする甘味料およびその他関連食品を販売しています日新カップ株式会社と合併することとしました。本合併により、当社は、生販一体となった効率的な経営を行い、経営資源を集約し有効活用することで、事業基盤をさらに強化し、事業の拡大・成長を目指してまいります。

（２）実施した会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年９月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

2．法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3％から平成28年４月１日に開始する事業年度および平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9％に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6％となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は24百万円減少し、法人税等調整額が11百万円減少し、その他有価証券評価差額金が12百万円、繰延ヘッジ損益が△0百万円それぞれ増加しています。

また、再評価に係る繰延税金負債は59百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しています。

3．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月20日

日新製糖株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　武内清信　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　林　一樹　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日新製糖株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日新製糖株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月20日

日新製糖株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　武内清信　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　林　一樹　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日新製糖株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第５期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月23日

日新製糖株式会社　監査役会

常勤監査役　青　砥　由　直　㊞

監　査　役　前　田　浩　之　㊞

監　査　役　延　増　拓　郎　㊞

監　査　役　和　田　正　夫　㊞

（注）監査役延増拓郎及び監査役和田正夫は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は、「資本政策の基本的な方針」において、中長期的に株主資本利益率（ＲＯＥ）向上を図り、成長投資と株主還元の充実を両立させることとしております。利益配分につきましては、連結配当性向（ＤＰＲ）60％、または連結株主資本配当率（ＤＯＥ）２％のいずれか大きい額を基準に配当を行います。算定式の詳細は以下に記載のとおりとなります。

１．１株当たり配当金額の算定式

連結配当性向(ＤＰＲ)60％基準

期末１株当たり連結当期純利益97.97円の60％=59円(１円未満切上げ)

連結株主資本配当率(ＤＯＥ)２％基準

期末１株当たり連結自己資本2,236.03円の２％=45円(１円未満切上げ)

連結配当性向(ＤＰＲ)60％基準59円の方が大きいため、59円を１株当たり期末配当金額といたします。

２．期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき以下のとおりといたしたいと存じます。

(1)　配当財産の種類

金銭といたします。

(2)　配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき59円といたします。

なお、この場合の配当総額は1,302,778,174円となります。

(3)　剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月29日といたします。

第２号議案　取締役１名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役候補として取締役を１名増員することとし、その選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本総会において選任された取締役の任期は、当社定款の規定により他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
池原元宏（いけはらもとひろ） （昭和49年9月9日）	平成12年４月 弁護士登録 ４月 柳田野村法律事務所（現：柳田国際法律事務所）入所 平成18年10月 シティユーワ法律事務所入所 平成19年６月 ニューヨーク州弁護士登録 平成21年９月 野村綜合法律事務所入所 平成26年１月 同法律事務所パートナー（現任） （重要な兼職の状況） 野村綜合法律事務所パートナー弁護士	0株

（注）１．池原元宏氏は、新任の取締役候補者であります。

２．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．池原元宏氏は、社外取締役候補者であります。

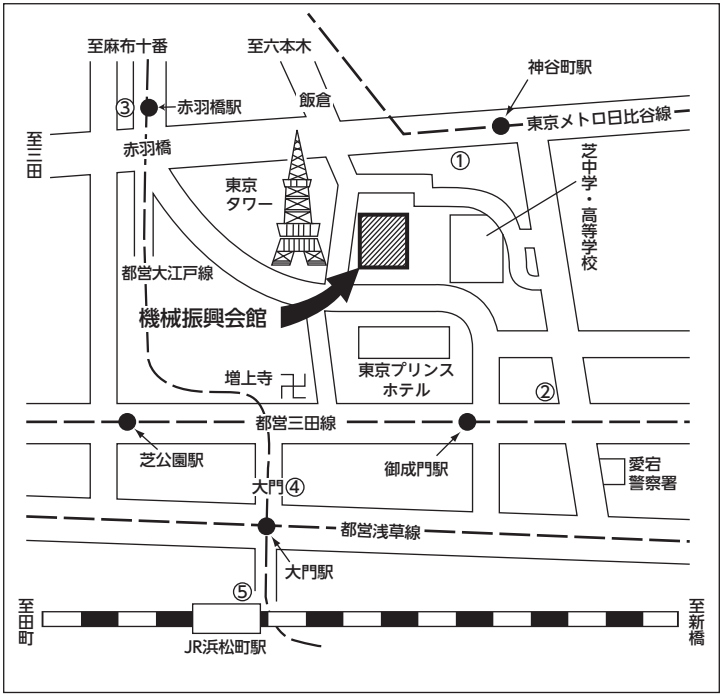
４．池原元宏氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独自の立場から取締役としての職務を行う能力・見識をもち、当社経営の適法性確保のため、きわめて有益であり、取締役体制の強化およびコーポレート・ガバナンスの拡充に結びつくものと判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

５．当社は、池原元宏氏が選任された場合は、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項の最低責任限度額であります。

６．池原元宏氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図



会　場　　東京都港区芝公園三丁目５番８号
機械振興会館　地下２階ホール
電　話（03）3434-8211

○主要交通機関

(地下鉄)

東京メトロ日比谷線 神谷町駅	１番出口より徒歩８分（図中①）
都営三田線 御成門駅	Ａ６出口より徒歩８分（図中②）
都営大江戸線 赤羽橋駅	赤羽橋口より徒歩10分（図中③）
都営浅草線 大門駅	Ａ６出口より徒歩10分（図中④）

（ＪＲ）

山手線・京浜東北線 浜松町駅	北口より徒歩15分（図中⑤）

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。